

評議員の報酬等支給規程

1. 目的

この規程は、社会福祉法人聴力障害者情報文化センター（以下「センター」という。）評議員の報酬等の支給について必要な事項を定めるものとする。

2. 適用対象

この評議員報酬等支給規程は、定款第5条に定める評議員に適用する。

3. 報酬の額

次により報酬を支給する。

評議員会に出席した場合 11,140円（所得税を含む）

ただし、評議員が希望する場合には、支給しないことができる。

4. 交通費 実費を支給する。

附 則 この規程は、平成29年6月28日から施行する。